

マンション長期修繕計画作成費助成

計画的に修繕を実施するための長期修繕計画を作成する費用を助成します

助成金の交付申請要件

※助成決定前に計画作成を開始した場合は助成できません。

実績報告時に契約書の写しで作成開始日を確認いたします。

(1) 分譲マンションの管理組合

- ア 延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- イ 管理組合が適正に運営されていること。
- ウ 管理規約が整備されていること。
- エ 長期修繕計画の作成及びその経費について、管理組合の総会又は臨時総会により決議されていること。
- オ 建築後5年以上経過しているマンションであること。
- カ 今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。
- キ 10年以内にこの助成金の交付を受けていないこと。

(2) 賃貸マンションを所有する個人（全室を個人（複数人可）が所有していること。）

- ア 延べ面積の2分の1以上が居住用であること。
- イ 住民税を滞納していないこと。
- ウ 建築後5年以上経過しているマンションであること。
- エ 今回の経費について文京区又は他の公共団体から助成金等の交付を受けていないこと。
- オ 10年以内にこの助成金の交付を受けていないこと。

助成金の交付対象

長期修繕計画の作成に要する経費（消費税を除く）

※住宅部分とそれ以外の用途に供する部分が併存する場合は住宅部分の計画のみを助成対象とします。

※建物の一部に公的住宅が併存する分譲マンションの場合、住宅部分の延べ面積の2分の1以上が公的住宅であるときは、当該建物に係る計画の全部を助成対象外とします。また、住宅部分の延べ面積の2分の1未満が公的住宅であるときは、公的住宅を除く住宅部分に係る計画のみを助成対象とします。

助成金額

税抜き作成費の50%（1,000円未満切捨て・上限50万円）

【お問い合わせ先】 〒112-8555 文京区春日1-16-21

（文京シビックセンター18階北側）

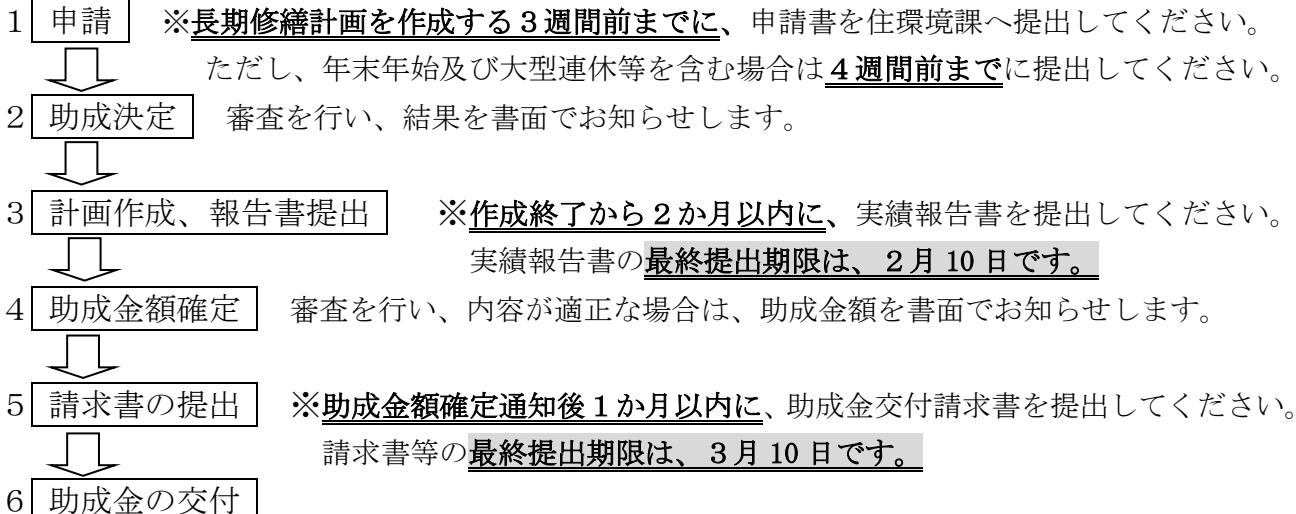
文京区 都市計画部 住環境課 管理担当

Tel 5803-1374（ダイヤルイン）



詳細は区HPへ

申請等の流れ



提 出 書 類	1 長期修繕計画作成前（申請時） ※(1)～(5)は全員提出、(6)～(9)は申請者が管理組合である場合のみ提出、(10)～(12)は申請者が所有者である場合のみ提出。 (1) 文京区マンション長期修繕計画作成費助成金交付申請書（別記様式第1号） (2) マンションの配置図 (3) 長期修繕計画の項目等内容が把握できる書類の写し (4) 経費の内訳が確認できる見積書の写し (5) マンションの検査済証又は確認済証の写し (6) 管理規約の写し (7) 直近の総会で決議された予算書及び決算書の写し並びに決議の際の議事録の写し (8) 長期修繕計画の作成及び経費を決議した際の総会の議案及び議事録の写し (9) 現在の理事長が確認できる書類の写し (10) 住民税納税証明書 (11) 建物の登記事項証明書（発行後3月以内のものに限る。） (12) 建物が共有名義の場合にあっては、申請者以外の所有者全員の承諾書 (13) その他区長が必要があると認める書類
	2 長期修繕計画作成後（実績報告時） ※実績報告書類は、計画作成終了後 <u>2カ月以内</u> にご提出ください。 また、最終提出期限は <u>2月10日</u> です。 (1) 文京区マンション長期修繕計画作成費助成実績報告書（別記様式第7号） (2) 助成決定を受けた長期修繕計画作成に係る契約書の写し（契約年月日、件名、契約金額、契約期間、発注者及び受託者双方の所在地、名称及び代表者名の記載並びに押印があるもの） (3) 助成対象経費に係る領収書の写し (4) 長期修繕計画の写し (5) 助成決定以降に理事長変更があった場合にあっては、変更が確認できる書類の写し



次のいずれかに該当するときは、助成を取り消すことがあります。

- ① 虚偽その他不正な手段により助成決定を受けたとき。
- ② 助成決定を受けた後、正当な理由なく3月を経過しても長期修繕計画の作成に着手しなかったとき。
- ③ 長期修繕計画作成完了の確認の結果、申請内容に適合していないと認めたとき。
- ④ 助成金の交付前に他人に譲渡、転貸又は住宅以外の用途に供したとき。
- ⑤ 長期修繕計画作成の内容の変更等に際し、変更届の提出がないとき。
- ⑥ 要綱その他法令に基づく区長の命令に違反したとき。